

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	株式会社 manaby (manaby, Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡崎衛
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番30号 ディーグランツ仙台ビル5階
【電話番号】	(022)355-6626 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部部長 川上真一
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 manaby https://manaby.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにお

いっては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 (中間)	第9期 (中間)	第10期 (中間)	第8期	第9期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	442,789	486,365	628,580	863,900	1,021,065
経常利益又は経常損失(△) (千円)	19,336	△30,473	29,653	16,690	△19,627
中間(当期) 純利益又は 中間(当期) 純損失(△) (千円)	11,428	△23,905	16,405	8,127	△16,774
純資産額 (千円)	77,235	50,028	73,565	73,934	57,159
総資産額 (千円)	720,590	709,612	787,939	723,329	790,017
1株当たり純資産額 (円)	49.16	31.84	46.82	47.06	36.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期) 純利益 又は 1株当たり中間(当期) 純損失 (△) (円)	7.27	△15.22	10.44	5.17	△10.68
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.7	7.1	9.3	10.2	7.2
自己資本利益率 (%)	16.0	△38.6	25.1	11.6	△25.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	16,197	△38,384	32,573	26,987	△15,231
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	△20,634	△6,331	△40,367	△44,594	△18,514
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	△31,858	4,341	△45,371	△13,887	65,309
現金及び現金同等物の 中間期末(期末) 残高 (千円)	386,961	351,386	370,160	391,761	423,325
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	120 (—)	164 (—)	189 (—)	167 (—)	178 (—)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間及び連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益については、第9期(中間) 及び第9期は1株当たり中間(当期) 純損失を計上しているため、第8期(中間) 及び第8期、第10期(中間) は潜在株式が存在するものの当社株式は期中において売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第9期（中間）及び第9期については1株当たり中間（当期）純損失であるため、第8期（中間）及び第10期（中間）、第8期は期中において売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

年月	事項
2016年6月	就労移行支援事業所の運営を目的として株式会社 manabi を宮城県仙台市若林区にて設立 宮城県仙台市宮城野区にて直営の就労移行支援事業所第1号店である仙台駅前事業所を開所
2017年3月	株式会社 manaby に商号変更
2017年4月	宮城県石巻市にて CSP（フランチャイズ）（注）就労移行支援事業所である石巻事業所を開所
2017年4月	神奈川県川崎市中原区にて直営の就労移行支援事業所である武蔵小杉駅前事業所（現・川崎事業所）を開所。関東に進出
2018年1月	福島県郡山市にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である郡山駅前事業所を開所。福島県初開所
2018年6月	宮城県仙台市宮城野区にてオンライン就労支援事業「manabyWORKS」を開始
2018年8月	宮城県仙台市青葉区にて直営の就労継続支援B型事業所第1号店である CREATORS 仙台を開所し、就労継続支援B型事業「manabyCREATORS」を開始
2018年9月	千葉県千葉市中央区にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である千葉中央事業所を開所。千葉県初開所
2019年2月	東京都府中市にて直営の就労移行支援事業所である府中駅前事業所を開所。東京都初開所
2019年7月	仙台市「仙台未来創造企業」認定
2019年7月	東京都中央区に東京支社を開設
2020年6月	兵庫県神戸市中央区にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である三宮事業所を開所。関西に進出
2020年10月	経済産業省「地域未来牽引企業」選定
2020年11月	経済産業省東北経済産業局「J-StartupTOHOKU」選定
2021年2月	大阪府大阪市中央区にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である大阪本町事業所を開所。大阪府初開所
2022年1月	有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延。埼玉県さいたま市大宮区にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である大宮事業所を開所。埼玉県初開所
2022年3月	大阪府大阪市北区にて直営の就労移行支援事業所である大阪梅田事業所を開所。直営としては関西初開所
2022年4月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式上場
2022年5月	茨城県土浦市にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である土浦事業所を開所。茨城県初開所
2023年1月	CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である相模原駅前事業所、千葉中央事業所、行徳駅前事業所を事業譲受により直営化
2023年4月	山形県山形市にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である山形事業所を開所。山形県初開所

2023年6月	CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である大宮事業所を事業譲受により直営化
2024年3月	神奈川県横浜市中区にて CSP（フランチャイズ）就労継続支援B型事業所である CREATORS 関内を開所。就労継続支援B型事業所として関東初開所
2024年3月	就労継続支援B型事業所である CREATORS 大河原事業所及び放課後等デイサービス事業所であるバンビ・アイランド船岡、バンビ・アイランド角田を事業譲受により直営化
2024年5月	大阪府大阪市中央区にて CSP（フランチャイズ）就労継続支援B型事業所である CREATORS 大阪天満橋を開所。就労継続支援B型事業所として関西初開所
2024年10月	鹿児島県鹿児島市にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である鹿児島事業所を開所。九州地方初開所
2024年8月	愛知県岡崎市にて CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である岡崎事業所を開所。東海地方初開所
2024年11月	CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である山形事業所を事業譲受により直営化
2024年12月	宮城県柴田郡柴田町にて放課後等デイサービス事業所の新ブランド第1号店である manaby Campus 柴田を開所し、放課後等デイサービス事業「manabyCampus」を開始
2025年4月	CSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である三宮事業所を事業譲受により直営化
2025年4月	宮城県仙台市にて CSP（フランチャイズ）就労継続支援B型事業所である CREATORS 長町南を開所
2025年4月	青森県八戸市にて CSP（フランチャイズ）就労継続支援B型事業所である CREATORS 八戸を開所。青森県初開所
2025年4月	千葉県千葉市にて CSP（フランチャイズ）就労継続支援B型事業所である CREATORS 幕張本郷を開所。就労継続支援B型事業所として千葉県初開所
2025年7月	株式会社 manaby alt（子会社）を設立

（注） CSP とは、ChangeSocialPartner の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

3 【事業の内容】

（1）会社の経営の基本方針

当社は、「一人ひとりが自分らしく働ける社会をつくる」をコーポレートミッションに掲げ、働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する支援サービス等の提供を通じて、「うまく生きるのではなく、らしく生きるための学び」を実現していくことを、会社経営の基本方針としております。

（2）中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的な企業価値の最大化に取り組むため、就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援B型事業「manabyCREATORS」、オンライン就労支援事業「manabyWORKS」で構成される「就労支援事業」を主力事業と位置づけております。また、事業ドメインを「働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する多様な就労スタイル等の提供」と定義し、同ドメインにおける新規サービスの創出を通じて人々の生活の質の向上に貢献することで、持続的な企業成長を実現してまいります。

加えて当社は、福祉分野におけるソーシャル・テック・カンパニーを目指し、ICT機器の積極的な活用や、e ラーニングシステム等から収集したビッグデータを活用し、支援サービスの品質向上に貢献してまいります。

また、既存事業だけでなく周辺領域において、新たなサービス開発にも取り組むことで中長期的な成長基盤を構築してまいります。

（3）事業の内容

当社は、宮城県、神奈川県、東京都、大阪府、千葉県、埼玉県、山形県及び兵庫県において、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の運営を主軸とした就労支援事業を行っています。障害によって働くことを諦めて欲しくないという想いから、独自開発の e ラーニング

システムで学ぶ仕組みを開発し、それによって外出困難な方も在宅訓練にてITスキルを学び、在宅就労を目指すことができるのが特長です。

当社のeラーニングシステムでは、一般的な事務系ソフトだけでなく、Web制作やプログラミング、デザイン、CAD等の多様なスキルを学べるほか、専門家監修のセルフケア等の就労支援ならではのコンテンツを提供しています。動画を視聴しながら操作を行う形式で、利用者の集中力を維持しやすいチャプター構成、聞きやすいナレーション速度、選択式の字幕表示等、就労支援事業の現場での利用者の声を反映しながら日々改良を重ねてきました。それにより、数あるオンライン学習サービスとの差別化を図っております。

当社のeラーニングシステムを用いて、利用者が個別にスキル学習を進めることができるために、支援スタッフが利用者と向き合う時間を確保しやすいことも当社の支援サービスの強みであります。当該サービスにおいてはダイアローグ（対話）に基づく支援サービスを重視しており、社内で定期的に専門家による支援スタッフ向けのダイアローグ研修を実施しております。実際の支援の場面において、ダイアローグを通して「自分らしさとは何か」を利用者と支援スタッフが一緒に考えて整理することで、就職後のミスマッチを防ぎ、利用者が長く働き続けられることを目指しております。

また、当社は独自のパートナーシップ制度「ChangeSocialPartner (CSP) 制度」を設け、当社のコーポレートミッションに共感する企業と連携して、就労移行支援事業「manaby」と就労継続支援B型事業「manabyCREATORS」にかかるフランチャイズ事業を展開しております。CSPでは、直営の宮城県、神奈川県、東京都、大阪府、千葉県、埼玉県、山形県、兵庫県に加え、福島県、茨城県、愛知県、鹿児島県、青森県においても事業所展開を行っております。

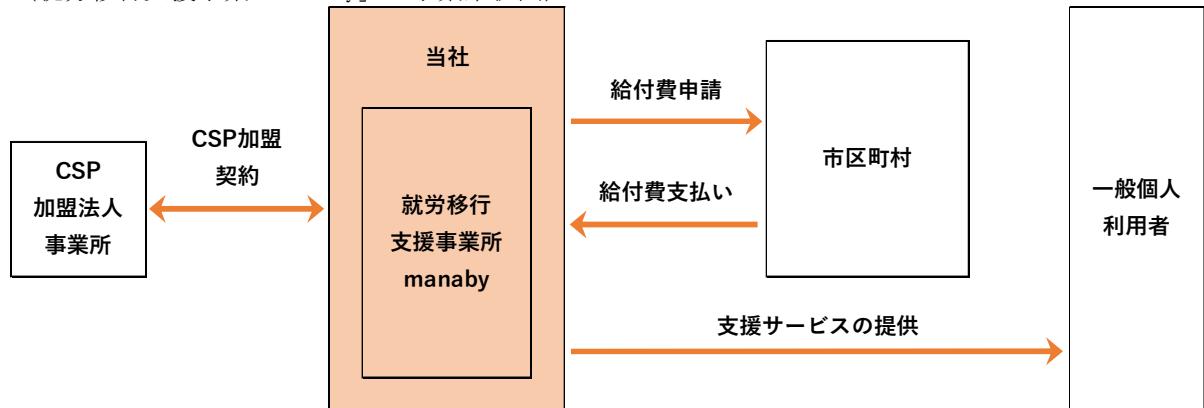
なお、当社は、「就労支援事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しておりますが、主要な業務として就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援B型事業「manabyCREATORS」、オンライン就労支援事業「manabyWORKS」、障害者雇用を希望の企業向けの有料職業紹介、福祉事業者向けeラーニングサービス「マナ e」、ダイアローグ（対話）重視型のSES（技術者労働の提供）事業「manabyTECHNO」、放課後等デイサービス事業「manabyCampus」に区分して、その内容を記載します。

①就労移行支援事業「manaby」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであります。一般就労を希望する原則18歳以上65歳未満で、且つ地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労移行支援事業所において、コミュニケーションスキルやITスキル、セルフケア等に関する訓練や求職活動に関する支援を行う等、障害のある方が一般企業で働くまでの道のりを包括的にサポートするための支援サービスを提供しております。

当社は、障害によって働くことを諦めて欲しくないという想いから、在宅就労に向けた在宅訓練の仕組みを構築しております。

(就労移行支援事業「manaby」の事業系統図)

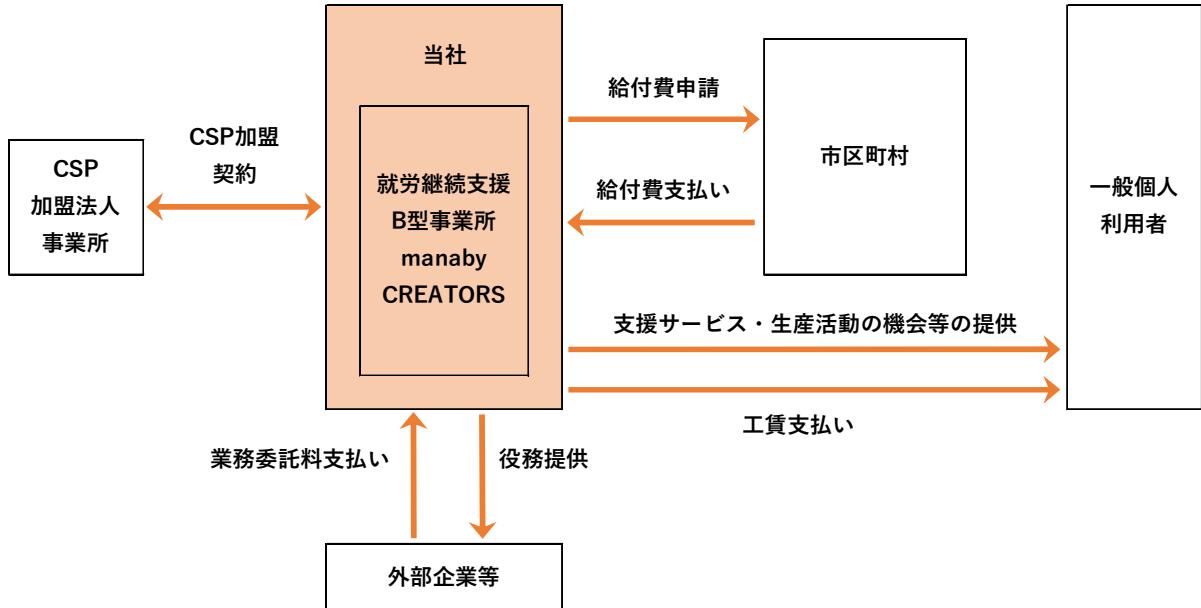


②就労継続支援B型事業「manabyCREATORS」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであります。就労を希望するも障害や病状により一般企業での就労が困難な方で地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労継続支援B型事業所において、生産活動の機会や就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を提供しております。生産活動の機会の提供については、当社が運営する就労継続支援B型事業所が外部企業等から業務を受託することで確保されます。

当社は、就労移行支援事業を行う中で出会った「障害や病状により一般企業での就労が困難な方」の受け皿として、Web メディアの運営や表現活動等を通じて、自分らしく働ける場所を提供したいとの想いから、当事業をスタートしました。

(就労継続支援 B型事業「manabyCREATORS」の事業系統図)



③オンライン就労支援事業「manabyWORKS」

当事業は、キャリアカウンセリング付の定額制 e ラーニングサービスであります。就労移行支援事業「manaby」を運営する中で、すでに就労中であるなどの理由から「障害福祉サービスを利用できない人がいる」という現実に直面し、誰でも利用できる定額制のサービスをスタートしました。

④障害者雇用を希望の企業向けの有料職業紹介

当事業は、就労移行支援 manaby、manabyCREATORS、manabyWORKS の利用者をはじめとした障害のある方と障害者雇用に向けて課題を抱えている企業のマッチングサービスとなります。障害者雇用に課題を抱えられている企業の中には、ポジションや必要な配慮、入社後のケアなど様々な課題があり、当社はそれらの課題のサポートや助言を行いながら、利用者の職場定着を目指して人材の紹介を行っております。

⑤福祉事業者向け e ラーニングサービス「マナ e」

当事業は、就労移行支援や就労継続支援 B型をはじめとした福祉サービスを提供する事業者に対して、e ラーニングを提供するサービスとなります。主な用途としては当社と同様に、事業所を利用する方の就職などを目的としたスキル習得において、それまでスタッフが書籍などを使いながら教えていたのが、e ラーニングを導入することによって学習の質の均一化を図り、利用者も自身のペースで学習できるような環境を作ることができます。それ以外にもスタッフのスキル習得のための活用や、利用者の習熟度のモニタリングなどを通してスタッフの DX ツールとしても活用しております。

⑥ダイアローグ（対話）重視型の SES（技術者労働の提供）事業「manabyTECHNO」

当事業は、障害者の就労支援事業で培った知見を活用した、対話重視型の SES 事業であります。SES 事業において顧客先に派遣され常駐するエンジニアは、その特異な労働環境によって所属企業と派遣先それぞれにおいて人間関係の構築に悩んでも相談しにくいなど、メンタルヘルスへのケアが重要となる職種の一つであります。

就労移行支援事業「manaby」では個別訓練を特長としてダイアローグ（対話）を重視した支援に取り組んでおり、利用者は支援者との対話を通じて自己理解を深め、就職後も多くの方が新しい職場で継続的に活躍しています。本事業はこの知見を SES 事業に展開しスタートしたものです。

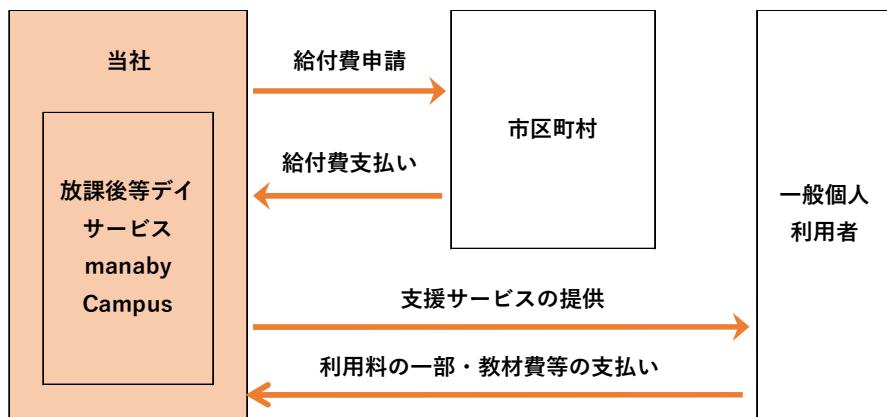
具体的には、まず徹底的なキャリアサポートとして、定期的に 1 対 1 のダイアローグ（対話）の機会を設け、今後取得すべき資格や目指すキャリアにつながる現場を見つけています。まだ将来像が見えて

いないエンジニアに対しても、対話しながら様々な現場経験を提供し、一人ひとりのキャリアプランを一緒に考えていきます。さらには、臨床心理士、公認心理士による支援を提供することで、1人で悩みを抱え込まない体制を築いております。そして、仲間との定期的なダイアローグ（対話）の機会を提供することで「自分らしさ」や「自分らしい働き方」について考えを深め、「仲間がいる」「相談できる人がいる」環境づくりをしております。

⑦教育支援事業

当事業は、児童福祉法に基づく障害福祉サービスの一つである放課後等デイサービスの運営を行っております。放課後等デイサービスは、当社が行う就労移行支援 manaby が 18 歳以上を対象とするのに対して、主に 6 歳から 18 歳の障害のある児童を対象としています

放課後や夏休み等長期休業日に、事業所に通所いただき、事業所内で生活能力向上のための訓練やスタッフや他の利用者との交流、その他社会活動等を行うことで、将来に向けた社会性や就職のためのスキル習得することができ、学校卒業後の早期の社会進出を目指しています。



(就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所及び放課後等デイサービス事業所の一覧)

地域	事業所数	直営・CSP	事業種別	事業所名	都道府県	開所年月
東北	17 事業所	直営	就労移行支援	仙台駅前事業所	宮城県	2016年6月
		直営(注)1	就労移行支援	石巻駅前事業所	宮城県	2017年4月
		直営(注)1	就労移行支援	長町駅前事業所	宮城県	2017年9月
		CSP	就労移行支援	郡山駅前事業所	福島県	2018年1月
		CSP	就労移行支援	福島事業所	福島県	2018年4月
		CSP	就労移行支援	泉中央事業所	宮城県	2018年7月
		直営	就労継続支援B型	CREATORS仙台	宮城県	2018年8月
		直営	就労移行支援	古川事業所	宮城県	2019年12月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS名取駅前	宮城県	2021年6月
		直営(注)1	就労移行支援	山形事業所	山形県	2023年4月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS泉中央	宮城県	2023年6月
		直営	多機能(移行・B型)	CREATORS大河原	宮城県	2024年3月
		直営	放課後等デイサービス	Campus船岡	宮城県	2024年3月
		直営	放課後等デイサービス	Campus角田	宮城県	2024年3月
		直営	放課後等デイサービス	Campus柴田	宮城県	2024年12月
関東	18 事業所	CSP	就労継続支援B型	CREATORS長町南	宮城県	2025年4月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS八戸	青森県	2025年4月
		直営	就労移行支援	横浜閑内駅前事業所	神奈川県	2017年10月
		直営(注)1	就労移行支援	相模原駅前事業所	神奈川県	2018年3月
		CSP	就労移行支援	鶴見駅前事業所	神奈川県	2018年6月
		直営(注)1	就労移行支援	千葉中央事業所	千葉県	2018年9月
		直営(注)2	就労移行支援	川崎事業所	神奈川県	2017年4月
		直営	就労移行支援	府中駅前事業所	東京都	2019年2月
		CSP	就労移行支援	駒込駅前事業所	東京都	2019年4月
		CSP	就労移行支援	本厚木駅前事業所	神奈川県	2019年6月
		直営	就労移行支援	横浜閑内南口事業所	神奈川県	2019年11月
		直営(注)1	就労移行支援	行徳駅前事業所	千葉県	2020年1月
		CSP	就労移行支援	船橋駅前事業所	千葉県	2021年4月
		CSP	就労移行支援	秋葉原事業所	東京都	2021年9月
		CSP	就労移行支援	新横浜駅前事業所	神奈川県	2021年11月
		直営(注)1	就労移行支援	大宮事業所	埼玉県	2022年1月
		CSP	就労移行支援	土浦事業所	茨城県	2022年5月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS閑内	神奈川県	2024年3月

		CSP	就労移行支援	吉祥寺事業所（注）4	東京都	2024年8月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS 幕張本郷	千葉県	2025年4月
関西	6事業所	直営（注）1	就労移行支援	三宮事業所	兵庫県	2020年6月
		CSP	就労移行支援	神戸元町事業所（注）3	兵庫県	2020年12月
		CSP	就労移行支援	大阪本町事業所	大阪府	2021年2月
		直営	就労移行支援	大阪梅田事業所	大阪府	2022年3月
		CSP	就労移行支援	大阪天王寺事業所	大阪府	2022年4月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS 大阪天満橋	大阪府	2024年5月
東海	1事業所	CSP	就労移行支援	岡崎事業所	愛知県	2024年8月
九州	1事業所	CSP	就労移行支援	鹿児島事業所	鹿児島県	2024年10月
合計	43事業所					

- （注） 1. 石巻駅前事業所、長町駅前事業所、相模原駅前事業所、千葉中央事業所、行徳駅前事業所、大宮事業所、山形事業所及び三宮事業所は、当初 CSP 事業所として開所した後に、直営事業所への切り替えを行ったことから、開所年月は CSP 事業所として開所した年月を記載しております。
2. 川崎事業所は、2017年4月に神奈川県川崎市中原区にて武蔵小杉駅前事業所として開所した後、2019年1月に神奈川県川崎市川崎区へ移転するとともに、川崎事業所へ事業所名を変更しております。
3. 神戸元町事業所は、2023年3月より現在まで休止中となっております。
4. 吉祥寺事業所は、別ブランドとして開所していた事業所が、CSP 加盟し事業所名が変更されています。なお、開所年月は CSP 加盟店舗として開所された年月となります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
189	36.19	2.62	3,532

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が見られる一方、物価上昇に伴う生活防衛意識の高まりから節約志向が強まる傾向にあります。また、不安定な国際情勢や米国の関税政策、為替変動リスクなど世界経済の行先も不透明な状況が続いております。一方で、当社の属する障害福祉サービス業界では、民間企業に雇用されている障害者数が2024年12月時点で67.7万人（対前年差3万5,283.5人増加、対前年5.5%増加）、実雇用率は2.41%（対前年比0.08ポイント増加）と、いずれも21年連続で過去最高となっております。企業規模別にみても、雇用されている障害者の数は、43.5人～100人未満規模企業で73,317.5人（前年は70,302.5人）、100～300人未満で124,637.0人（同122,195.0人）、300～500人未満で57,178.5人（同54,084.5人）、500～1,000人未満で76,515.5人（同73,435.5人）、1,000人以上で340,850.5人（同322,160.5人）と全ての企業規模で前年より増加しております（厚生労働省「令和6年障害者雇用状況の集計結果」）。さらには、障害者雇用促進法に基づき設定することとされている障害者雇用率が2024年度から2.5%、2026年度7月から2.7%と段階的に引き上げられ、引き続き、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれております。このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での利用促進等の活動を進めてまいりました。以上の結果、当中間会計期間の売上高は628,580千円（前年同期比29.2%増加）、営業利益は29,464千円（前年同中間期は営業損失29,972千円）、経常利益は29,653千円（前年同中間期は経常損失30,473千円）、中間純利益16,405千円（前年同中間期は中間純損失23,905千円）となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、370,160千円（前年同中間期比18,773千円の増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純利益32,664千円、賞与引当金の増加額15,491千円、のれん償却費5,947千円等を計上したことにより、売掛金の増加額27,050千円、契約負債の減少額4,524千円を計上したものの、32,573千円の収入（前年同中間期は38,384千円の支出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有形固定資産の取得による支出4,566千円、子会社の株式取得による支出20,000千円、事業譲受による支出13,000千円等を計上したことにより、40,367千円の支出（前年同中間期は6,331千円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主として長期借入金の返済による支出45,022千円を計上したことにより、45,371千円の支出（前年同中間期は4,341千円の収入）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次のとおりです。なお、当社は就労支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
就労支援事業	628,580	129.2
合計	628,580	129.2

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
宮城県国民健康保険団体連合会	219,116	45.1	244,631	38.9
神奈川県国民健康保険団体連合会	80,469	16.5	104,788	16.6

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものです。

(1) 就労支援事業における提供サービスの質の向上

当社の就労支援事業においては、慢性的な人材不足や全般的なボーダーレス社会の浸透を背景として、雇用主サイドの採用ニーズ、利用者サイドの就労ニーズが相互に拡大しており、対応する人材スキルの高度化及び多様化も進んでいることから、提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、eラーニングコンテンツの改善・拡充、社外専門家による支援スタッフへの助言機会の確保、研修制度の充実等を継続的に実施してまいります。

(2) 人材確保と人材育成

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、新卒及び中途採用の積極化、システムの活用等による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、従業員専用相談窓口の活用等を継続的に実施してまいります。

(3) 関係法令の遵守

当社の就労支援事業は、公的制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、事業運営においては障害者総合支援法及び児童福祉法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっていることから、コンプライアンス体制の整備・強化が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、法改正等の最新動向の把握、コンプライアンス研修の実施、内部監査や監査役監査での法令遵守状況の確認等、多様なコンプライアンス活動の推進に継続的に取り組んでまいります。

(4) 収益源の多角化

当社の報告セグメントは就労支援事業の単一セグメントであり、当該事業のほとんどが障害者総合支援法等の法制度に依拠しているため、多角的な事業ポートフォリオの構築が当社の中長期的な経営課題であると認識しております。

そのため、当社は今後、当社の事業ドメインにおける新規事業の拡大やM&A等による収益源の多角化に積極的に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制等について

当社は、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社では、法令・諸規則遵守の強化を図るため内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。とりわけ当社の事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改定が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。

当社の提供する就労支援事業に必要な指定・許認可は、以下のとおりであります。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県等	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）
			障害者総合支援法の就労継続支援B型		児童福祉法第21条の5の24
			児童福祉法の放課後等デイサービス		
当社各事業所	厚生労働省	有料職業紹介事業許可	職業安定法の有料職業紹介事業	取得後の初回については3年、それ以後は5年ごとの更新	職業安定法第32条の9（許可の取消等）

障害福祉サービスの指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社の運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業の停止を命じられた場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を厚生労働大臣から取得し事業を行っております。職業安定法では、当該許可の取消事由に該当した場合には許可の取り消しや業務の全部または一部の停止を命じることができる旨が定められております。当社は法令に従い適正に事業を運営しておりますが、今後何らかの原因により当該許可が取り消された場合や業務の停止を命じられた場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保について

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であり、また、障害者総合支援法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。当社においては、幅広い採用活動を行うとともに、社内研修の充実等により人材の確保及び育成に努めておりますが、他社からの引き抜き等により人材の確保が今後の事業展開の速度に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 個人情報の保護について

当社の就労支援事業においては、利用者の氏名、住所、連絡先等の情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、事業所の許認可及び指定に影響が出る等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 自然災害について

当社は、宮城県、神奈川県、東京都、大阪府、千葉県、埼玉県、山形県及び兵庫県に本社、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所、放課後等デイサービス事業所を有しております。これらの拠点が地震、津波、火災、水害等の被害を受けた場合は、利用者や従業員、本社・事業所の建物や交通経路等に被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟等について

当社では、創業から現在において訴訟の実績はございません。しかしながら、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 風評等の影響について

当社の事業は、お客様及び利用者、そのご家族、就労先企業、行政機関や医療機関等の関係機関、地域社会の皆様との連携の上に成り立っております。当社の従業員には引き続き、企業理念やコーポレートミッションの浸透や高いコンプライアンス意識の保持のための社内研修を実施してまいります。しかしながら、当社の従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益となる情報や風評が流れた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 競合について

当社が属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であり、当社は、当社のミッションに強く共感している人材を積極的に採用することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、更なる競合他社の事業拡大や新規参入等があり、当社の優位性が低下した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 固定資産の減損会計について

当社は、保有する固定資産を対象とした減損会計を適用しておりますが、今後当社が保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である岡崎衛は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 情報システム障害について

当社は、就労支援事業において独自のeラーニングシステムを使用しております。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、別の支援サービスを提供する等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) J-Adviserとの契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年1月22日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりませ

ん。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となつた事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となつた重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至つた場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になつた場合。なお、これに準ずる状態になつた場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合に準ずる状態になつたと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行つた場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁

済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手

方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。

- 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

（1）資本業務提携契約

当社はAHC グループ株式会社との間に次の「資本業務提携契約」を締結しております、その内容は次のとおりであります。

契約締結日	2024/05/16
相手先	AHC グループ株式会社
内容	資本業務提携 当社株式の保有 50,000 株
資本業務提携の内容	障害福祉分野における DX の推進による新たな就労支援環境の構築

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は 604,889 千円となり前事業年度末比 18,508 千円減少しました。売掛金が 27,050 千円、前払費用が 3,096 千円増加し、現金及び預金が 53,165 千円減少したことが主な要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は 183,049 千円となり前事業年度末比 16,430 千円増加しました。建物附属設備が 2,232 千円、のれんが 2,473 千円、子会社株式が 28,026 千円、敷金が 1,456 千円増加し、ソフトウェアが 8,924 千円、繰延税金資産が 9,508 千円減少したことが主な要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は 246,798 千円となり前事業年度末比 27,573 千円増加しました。未払金が 10,626 千円、未払費用が 8,242 千円、賞与引当金が 15,491 千円増加し、未払法人税等が 1,771 千円、契約負債が 4,524 千円減少したことが主な要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は 467,575 千円となり前事業年度末比 46,057 千円減少しました。長期借入金が 46,002 千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 73,565 千円となり前事業年度末比 16,405 千円増加しました。中間純利益 16,405 千円を計上したことによる利益剰余金の増加が要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株あります。
計	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年1月27日臨時株主総会決議)

	当中間会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注) 1	5,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注) 2	1,000(注) 2
新株予約権の行使期間	自2023年2月20日 至2031年2月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1,000 資本組入額500	発行価格1,000 資本組入額500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これ行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特に認めて乙に書面で通知した場合はこの限りではない。	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

第2回新株予約権 (2023年6月28日臨時株主総会決議)

	当中間会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	80	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注) 1	8,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注) 2	1,300(注) 2
新株予約権の行使期間	自2025年6月29日至2033年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1,300 資本組入額650	発行価格1,300 資本組入額650
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これ行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、当	同左

	社の取締役会が特に認めて乙に書面で通知した場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{+新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	普通株式 発行済株式 総数増減数 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数増減 数(株)	普通株式 発行済株式 総数残高 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年 1月27日 (注)	150,000	△150,000	1,571,000	—	—	66,440	—	50,300

(注) 普通株式の発行済株式数の増加 150,000 株は、2021 年 1 月 27 日付定款変更による A 種優先株式の廃止による増加であり、A 種優先株式の発行済株式数の減少 150,000 株は、2021 年 1 月 27 日付定款変更による A 種優先株式の廃止による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
個人 以外	個人							
株主数(人)	—	—	—	10	—	—	15	25
所有株式数 (単元)	—	—	—	6,222	—	—	9,488	15,710
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	39.6	—	—	60.4	100

(7) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数 の割合(%)
岡崎衛	宮城県仙台市若林区	840,800	53.52
株式会社ユニークアイ	宮城県仙台市若林区木ノ下 四丁目7番10号	350,000	22.27
AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町2丁目11番9号 イトーピア橋本ビル2階	100,000	6.36
株式会社としみ	東京都渋谷区広尾5丁目4番12号 TOHTAMビル2階	96,000	6.11
株式会社SEKAI SHA	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号	32,000	2.03
菊地元太	宮城県仙台市青葉区	30,000	1.90
齋善晴	神奈川県横浜市南区	17,500	1.11
株式会社グローアップ	大阪府大阪市中央区瓦町4丁目4番8号	15,400	0.98
坂本眞一郎	東京都世田谷区	13,000	0.82
若新雄純	東京都新宿区	12,500	0.79
合計		1,507,200	95.89

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,571,000	15,710	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,571,000	—	—
総株主の議決権	—	15,710	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年1月27日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の退任により、本発行者情報公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

第2回新株予約権（2023年6月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（10）【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剩余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当中間会計期間の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

（1）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

2. 2025年4月から2025年9月について売買実績はありません。

5 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。

(3) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、2025年7月に当社100%子会社である株式会社manaby altを設立いたしましたが、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

① 資産基準	3.74%
② 売上高基準	—%
③ 利益基準	0.0%
④ 利益剰余金基準	0.0%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	423,325	370,160
売掛金	180,916	207,966
前払費用	16,714	19,811
未収還付法人税等	32	61
その他	2,410	6,890
流動資産合計	623,398	604,889
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	4,922	7,154
構築物（純額）	90	389
車両運搬具（純額）	174	105
工具、器具及び備品（純額）	3,448	4,085
リース資産（純額）	2,169	1,851
有形固定資産合計	※1 10,805	※1 13,585
無形固定資産		
ソフトウエア	9,948	1,023
のれん	46,865	49,339
無形固定資産合計	56,814	50,363
投資その他の資産		
子会社株式	—	28,026
敷金	30,326	31,782
繰延税金資産	63,045	53,537
その他	5,627	5,754
投資その他の資産合計	98,999	119,100
固定資産合計	166,619	183,049
資産合計	790,017	787,939

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,262	5,151
1年内返済予定の長期借入金	89,044	90,024
リース債務	705	716
未払金	11,900	22,527
未払費用	61,012	69,255
未払法人税等	3,943	2,171
契約負債	25,032	20,507
賞与引当金	13,006	28,498
その他	※2 9,317	※2 7,946
流動負債合計	219,224	246,798
固定負債		
長期借入金	510,795	464,793
リース債務	1,801	1,439
その他	1,036	1,342
固定負債合計	513,633	467,575
負債合計	732,857	714,373
純資産の部		
株主資本		
資本金	66,440	66,440
資本剰余金		
資本準備金	50,300	50,300
資本剰余金合計	50,300	50,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△59,580	△43,175
利益剰余金合計	△59,580	△43,175
株主資本合計	57,159	73,565
純資産合計	57,159	73,565
負債純資産合計	790,017	787,939

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	486,365	628,580
売上原価	※1 388,795	※1 476,940
売上総利益	97,569	151,639
販売費及び一般管理費	※1 127,542	※1 122,175
営業利益又は営業損失（△）	△29,972	29,464
営業外収益		
受取利息	31	398
助成金収入	247	—
ポイント還元収入	242	243
講演料収入	—	863
その他	93	326
営業外収益合計	615	1,831
営業外費用		
支払利息	1,115	1,642
営業外費用合計	1,115	1,642
経常利益又は経常損失（△）	△30,473	29,653
特別利益		
補助金収入	—	3,011
特別利益合計	—	3,011
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	△30,473	32,664
法人税、住民税及び事業税	1,922	2,171
法人税等調整額	△8,489	14,087
法人税等合計	△6,567	16,258
中間純利益又は中間純損失（△）	△23,905	16,405

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	66,440	50,300	50,300	△42,806	△42,806	73,934	73,934
当中間期変動額							
中間純損失				△23,905	△23,905	△23,905	△23,905
当中間期変動額合計	—	—	—	△23,905	△23,905	△23,905	△23,905
当中間期末残高	66,440	50,300	50,300	△66,712	△66,712	50,028	50,028

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	66,440	50,300	50,300	△59,580	△59,580	57,159	57,159
当中間期変動額							
中間純利益				16,405	16,405	16,405	16,405
当中間期変動額合計	—	—	—	16,405	16,405	16,405	16,405
当中間期末残高	66,440	50,300	50,300	△43,175	△43,175	73,565	73,565

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△30,473	32,664
減価償却費	2,456	2,684
のれん償却費	4,937	5,947
受取利息	△31	△398
支払利息	1,115	1,642
補助金収入	—	△3,011
売掛金の増減額 (△は増加)	△23,763	△27,050
買掛金の増減額 (△は減少)	6,134	△111
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,577	15,491
契約負債の増減額 (△は減少)	3,286	△4,524
その他	4,784	11,382
小計	△34,131	34,718
利息の受取額	31	398
利息の支払額	△1,115	△1,642
補助金の受取額	—	3,011
法人税等の還付額	0	32
法人税等の支払額	△3,168	△3,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	△38,384	32,573
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,986	△4,566
無形固定資産の取得による支出	△1,747	—
事業譲受による支出	—	※2 △13,000
敷金及び保証金の差入による支出	△220	△2,160
子会社株式の取得による支出	—	△20,000
その他	△378	△640
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,331	△40,367
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	—
長期借入金の返済による支出	△35,320	△45,022
リース債務の返済による支出	△338	△349
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,341	△45,371
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△40,374	△53,165
現金及び現金同等物の期首残高	391,761	423,325
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 351,386	※1 370,160

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8～15 年

工具、器具及び備品 3～15 年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5 年（社内利用可能期間）

のれん 5～7 年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当中間期負担分を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「注記事項（収益認識関係）2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,622 千円	12,409 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
有形固定資産	1,298 千円	1,786 千円
無形固定資産	1,158 千円	898 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度 期首株式数(株)	前中間会計期間 増加株式数(株)	前中間会計期間 減少株式数(株)	前中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				前中間会計 期間末残高 (千円)
		前事業年度 期首	前中間会計 期間増加	前中間会計 期間減少	前中間会計 期間末	
第 1 回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）（注）1	—	—	—	—	—	—
第 2 回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）（注）2, 3	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。前中間会計期間末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、前中間会計期間末残高はありません。

2. 第2回新株予約権の付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。前中間会計期間末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、前中間会計期間末残高はありません。

3. ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業年度 期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
第1回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）（注）1	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）（注）2	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当中間会計期間末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。
2. 第2回新株予約権の付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当中間会計期間末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	351,386	370,160
現金及び現金同等物	351,386	370,160

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受に係る資産の主な内訳

事業譲受に伴い、当社が譲り受けた資産の内訳及び事業譲受による支出は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
のれん	—	13,000
事業譲受による支出	—	13,000

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主に事務機器等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

1 【中間財務諸表等】(1) 中間財務諸表【注記事項】(重要な会計方針) 1. 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1年内	5,045	5,482
1年超	23,140	22,835

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	30,326	26,136	△4,189
資産計	30,326	26,136	△4,189
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	599,839	573,303	△26,535
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	2,506	2,590	83
負債計	602,345	575,893	△26,451

当中間会計期間 (2025年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	31,782	26,950	△4,832
資産計	31,782	26,950	△4,832
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	554,817	531,988	△22,828
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	2,156	2,220	63
負債計	556,973	534,208	△22,765

(注) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表（貸借対照表）計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表（貸借対照表）計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	26,136	—	26,136
資産計	—	26,136	—	26,136
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	573,303	—	573,303
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	—	2,590	—	2,590
負債計	—	575,893	—	575,893

当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	26,950	—	26,950
資産計	—	26,950	—	26,950
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	531,988	—	531,988
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	—	2,220	—	2,220
負債計	—	534,208	—	534,208

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 敷金
敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
2. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）
長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません
2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

	就労支援事業（千円）
直営事業所売上	415,393
CSP 加盟金売上（注）	3,055
CSP ロイヤリティその他売上（注）	34,914
その他の売上	33,001
顧客との契約から生じる収益	486,365
その他の収益	-
外部顧客への売上高	486,365

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

	就労支援事業（千円）
直営事業所売上	534,917
CSP 加盟金売上（注）	4,249
CSP ロイヤリティその他売上（注）	39,351
その他の売上	50,062
顧客との契約から生じる収益	628,580
その他の収益	-
外部顧客への売上高	628,580

（注） CSP とは、ChangeSocialPartner の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の 5 ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する

ステップ 2：契約における履行義務を識別する

ステップ 3：取引価格を算定する

ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ 5：履行義務の充足時に収益を認識する

「第 2 【企業の概況】 3 【事業の内容】」に記載のとおり、当社は、就労移行支援事業所の運営等による支援サービスの提供、フランチャイズ（CSP）加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

支援サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点での収益を認識しております。

CSP 加盟法人に対する FC 権の付与により受領した収入（CSP 加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該 CSP 加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSP ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報。

（1）契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度（千円）	当中間会計期間（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	142,730	180,916
顧客との契約から生じた債権 (中間期末（期末）残高)	180,916	207,966
契約負債（期首残高）	17,333	25,032
契約負債（中間期末（期末）残高）	25,032	20,507

契約負債は、主に CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金にかかる前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	前事業年度（千円）	当中間会計期間（千円）
1年以内	9,976	8,979
1年超2年以内	8,833	7,861
2年超3年以内	5,777	3,000
3年超	444	666
合計	25,032	20,507

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
宮城県国民健康保険団体連合会	219,116	就労支援事業
神奈川県国民健康保険団体連合会	80,469	就労支援事業

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
宮城県国民健康保険団体連合会	244,631	就労支援事業
神奈川県国民健康保険団体連合会	104,788	就労支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1 株当たり情報）

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	36 円 38 銭	46 円 82 銭

1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△)	△15 円 22 銭	10 円 44 銭
中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△23,905	16,405
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る 中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△23,905	16,405
期中平均株式数 (株)	1,571,000	1,571,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含め なかつた潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (普通株式の株式数 13,000 株)	新株予約権 2 種類 (普通株式の株式数 13,000 株)

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、2025 年 9 月中間期においては潜在株式が存在するものの、当社株式は期中において売買実績がなく期中平均株価が把握できないため、2024 年 9 月期中間期は 1 株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 多額の資金の借入

当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、次のとおり、資金の借入を行うことを決議し、2025年12月15日付で資金の借入を実施いたしました。

資金借入の概要

(1) 借入先	独立行政法人 福祉医療機構
(2) 借入金額	160 百万円
(3) 資金使途	長期運転資金
(4) 借入実行予定日	2025年12月15日
(5) 支払金利	福祉医療機構の基準金利に基づく
(6) 借入期間	10年

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL https://manaby.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月26日

株式会社manaby

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社manabyの2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社manabyの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、

個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。